

県本部各部署長
県下各警察署長 殿

共	00	00	10	40	3年
---	----	----	----	----	----

宮本サ対第409号
令和5年4月14日
宮城県警察本部長

宮城県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要領の制定について
(通達)

宮城県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの運用については、「宮城県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要領の改正について(通達)」(令和2年4月10日付け宮本サ対第429号)に基づき実施してきたところであるが、引き続き、別添のとおり実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

別添

宮城県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要領

1 目的

この要領は、宮城県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー（以下「テクニカルアドバイザー」という。）制度の運用について必要な事項を定め、もってテクニカルアドバイザー制度を適正かつ円滑に運用することにより、捜査幹部及び捜査員のサイバー犯罪対処能力の向上等を図ることを目的とする。

2 委嘱及び要件

警察本部長は、次の要件を満たしている者について、テクニカルアドバイザーとして委嘱し、別記様式「委嘱状」を交付するものとする。

- (1) 情報通信企業の職員や大学教授等、情報通信技術に関し高度かつ最新の知識を有する者
- (2) テクニカルアドバイザーの任務を遂行し得るに足る人格及び教養を有し、かつ、当該任務に熱意がある者
- (3) 企業等の被雇用者であるときには、雇用者等からの承認を得られる者

3 委嘱期間

委嘱期間は、委嘱時から1年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

4 任務

テクニカルアドバイザーの任務は、次のとおりとする。

- (1) サイバー犯罪捜査及び対策に係る必要な知識、技術に関する助言
- (2) サイバー犯罪捜査及び対策に関する捜査員等への講演等の実施
- (3) サイバー犯罪捜査及び対策に係る執務資料等の内容に関する助言
- (4) 最新の情報通信技術等に関する情報提供
- (5) その他サイバー犯罪捜査及び対策に関すること

5 遵守事項

テクニカルアドバイザーの遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 委嘱期間中及びその後においても、活動に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) その他テクニカルアドバイザーとしての信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。

6 解嘱

警察本部長は、テクニカルアドバイザーが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、解嘱することができるものとする。

- (1) 前記5に規定する遵守事項に違反したとき。
- (2) テクニカルアドバイザーとして相応しくない非行があったとき。

7 事務

テクニカルアドバイザーに関する事務は、生活安全部サイバー犯罪対策課におい

て処理する。